

1.1 第 60 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会 開催記録

2 開催概要

- 日時：令和7年10月1日（水）10：00～12：00
- 場所：JR東日本 現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&Dセンター テクニカルオフィサー） オンライン 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・JR東日本コンサルタンツ株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 建設工務部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配付資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第59回委員会（9/3）全体会議事録案
- ・ 資料2：第59回委員会（9/3）部会①議事録案
- ・ 資料3：第59回委員会（9/3）部会②議事録案
- ・ 資料4：第59回委員会（9/3）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料1：「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)」に対する当社の見解について
- ・ 資料1（別紙）
- ・ その他

3 議事要旨

3.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 60 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

(2) 事録確認

1) 第 59 回委員会 (9/3) 全体会の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 59 回委員会 (9/3) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3) 第 59 回委員会 (9/3) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

4) 第 59 回委員会 (9/3) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3.2 全体会

(1) 開会

- 第 60 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(委員長)

(2) 「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)」に対する当社の見解について

- 資料 1 及び別紙について説明する。(事務局 JR)

<説明概要>

- 9月3日付委員見解「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)」に対し、JR 東日本としての基本的な考え方と見解を取りまとめた。
- 基本的な考え方として、高輪築堤について鉄道会社として意義深く考えており、まちづくりを進める中で保存・継承に取り組んでいる。
- 文化財的価値については第 56 回委員会において「委員見解を出発点とすること」を委員と当社間で相互に確認しており、今回当社として新たに付け加える見解はない。

- ・保護措置について、「わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部 100m以上の区間の「現地保存」の要望」に対し、文化財的価値に鑑み現地保存の可能性について検討を行った。
- ・信号機跡については、現地保存した場合に6街区建物の建築計画が大きく棄損してしまうことに加え、5・6街区間の地下車路計画が確保できない等の課題がある。
- ・海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部 100m以上の区間の「現地保存」について、改めて「5街区建物部」及び「6街区建物部」において可能性を検討した結果を別紙に示す。
- ・高輪築堤の範囲は5街区建物部で約 150m、6街区建物部で約 130m となる。
- ・必要な建物コア及び建物コアに付随する機能の確保について、日影規制等を考慮すると位置・規模が固定されるため、5街区で 50m、6街区で 70m 程度、高輪築堤の範囲に抵触する。
- ・5街区・6街区建物共通に必要なエネルギー関連施設・駐車場について、6街区敷地が狭小・不整形であるため5街区建物部で確保している。そのため5街区の諸室スペースとして使用可能な面積が建築面積に対して約9%程度となり、割合が小さい。なお、6街区建物では約 19%、参考として3街区建物は約 17%である。
- ・この状況を踏まえ、5街区建物部における部分的な現地保存について更に検討を行った結果、大幅な機能の見直しが可能で大規模機械式駐車場を自走式平面式駐車場へ代替することで、海側石垣の範囲約 35m の長さで部分的な現地保存検討候補箇所とする可能性があることが分かった。
- ・ただし、この場合には平面駐車場を地下何層にも巨り構築する必要があり、上下移動の安全確保の課題とともに、一般的な建築計画では採りえない大深度の建築計画となり、構造・施工上の困難性や膨大な事業費の増加、工期の長期化などの観点で開発計画が成立しない。
- ・第 58 回高輪築堤調査・保存等検討員会で報告した検討内容とまとめると「5街区建物部」の築堤部約 150m 及び「6街区建物部」の築堤部約 130m の現地保存の実現は困難。また今般改めて「5街区建物部」及び「6街区建物部」において可能性を検討したが、海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する部分的な現地保存の場合でも、前例のない大深度の建築計画となる等により、開発計画が成立しないという検討結果となった。
- ・4街区の第7橋梁南横仕切堤跡の移築保存については、丁寧な記録保存調査を実施済みであり、今後も関係行政と連携して検討する。
- ・5・6街区のまちづくりと高輪築堤のあり方については、2025 年3月から本委員会や『国際交流拠点・品川』における高輪築堤の価値・あり方に関する有識者検討会議において、数次にわたるご助言等をいただき協議を進めているが、今般の当社見解にご理解をいただいたうえで、保護措置に係るご助言の取りまとめをお願いしたい。

- 全体の感想として、この委員会が発足してから積み上げてきた議論が、資料 1 にどのように活かされているのか疑問。(老川委員)
- 高輪築堤は鉄道会社にとって意義深いとあるが、日本国民にとっても歴史的な遺産であり、将来に継承すべきものである。(老川委員)
- 様々な人が注目しており、文化財保護行政としても非常に重要。整理方は今後調整であるが、どのような結果になったとしても多くの人々が納得できるものとする必要があり、この観点でも、文章をもう少し丁寧に作成すべき。築堤の文化財的価値についても書き込むべき。(老川委員)
- 「「委員見解を出発点とすること」を、委員・当社間で相互に確認」とあるが、委員見解の内容について文書に加えるべき。(老川委員)
- 「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」にオブザーバー参加しているが、変則的な開催につき欠席となることがあり、議論内容等を把握できていない。資料 1 の「数次にわたるご助言等」について、内容を説明してもらいたい。(老川委員)
- 「公共性の高いまちづくり」とのことだが、どのようなことから公共性が高いと考えるか明示してもらいたい。(老川委員)

← 協議の過程であり、今までの資料等は改めて添付していないので、初めて資料 1 だけを見る人にとってはわかりにくいというご意見であったと認識。

文化財的価値について、改めて添付はしていないが、委員見解で記載がある文化財的価値を出発点と捉え、議論を通じて調整していくものとする。

「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」開催後、議論された内容や頂戴した助言等は本委員会においても都度報告させて頂いている。取りまとめの段階では、事業者としての考え方を整理した文書を提示する。(JR)

- 今回の検討対象になっていない 5・6 街区間について、地下車路計画が確保できないため現地保存できないという説明があった際、位置や構造を変えることを提案したが、その見解を伺いたい。(古関委員)

← 現在も検討中だが、本日時点では回答できる状況にない。次回以降回答したい。(事務局 JR)

→ 了解した。その検討結果次第で信号機跡の部分の検討も進むと考える。(古関委員)

- 5 街区で 35m の部分保存を検討した図について、その西側の地下車路を活かしたまま建物内部で残すということか。(古関委員)

← 地下車路は建物機能を成立させるために必要なスペースであり、位置が限定される。検討の結果、築堤の海側石垣部が保存検討候補範囲となった。(事務局 JR)

- 築堤の山側の部分が全てなくなってしまうという検討結果でよいか。(古関委員)
 - ← 実際には 5 街区の築堤山側一部は京急連立事業による記録保存調査済みという表現が正しく、指摘の通りである。(事務局 JR)
- 機械式駐車場を自走式平面式駐車場に変更すると車路が増え、非効率と考える。(古関委員)
 - ← 機械式駐車場のほうが効率的であるが、相応のスペースが必要であり、築堤に支障してしまう部分に配置せざるを得ない。今回非効率であるが、築堤保存の観点から自走式で築堤の現地保存候補場所を検討した。(事務局 JR)
 - ← 仮に 5・6 街区間の地下車路位置の変更が実現したら、上手く連動する形で計画できるとよい。(古関委員)
- 第 7 橋梁のように土留位置をずらして築堤本体を残し、その中で成立する範囲で機械式駐車場を設置できるかなどの可能性を検討してもらいたい。(古関委員)
- 本件は重要なので文化財行政からもコメントをもらう。(委員長)
 - ← 一般的に採りえない大深度の建築計画になるという点は認識したが、古関委員指摘の 5・6 街区間など、まだ検討の余地がありそうなので検討をお願いしたい。(文化庁)
 - ← これまで積み上げてきた価値の議論が共通認識であることが確認できた。古関委員の指摘の通り、さらに丁寧に検討を進めてもらいたい。(東京都)
 - ← 区から要望書を提出しているので、その趣旨を踏まえて検討をお願いする。(港区)
- (※事務局代読) もう少し JR 側から具体的な提案をしてもらいたい。(小野田委員)
- 本日の JR の見解は委員見解に対してゼロ回答という認識。説明に関して全体があいまいで具体性を欠いており、根拠に基づく説明としては不十分であると言わざるを得ない。従って、本日の JR の見解を認めることはできない。(委員長)
- 各委員の指摘の通り、具体的なレベルで議論しないと、公開時に一般の方々や考古学関係者・文化財関係者が納得できるかどうか疑問である。(委員長)
- JR 見解に対し問題点を指摘し、必要であれば何らかの回答を求めるような委員の見解提示を考えている。(委員長)

(3) その他

- その他資料について説明する。(事務局 JR)

<説明概要>

- 本日の全体会議事録と資料について 10 月 21 日開催の「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」で共有するため、資料にある

スケジュールに沿って書面確認の形で進めたい。

- 速やかに議事録が公開されるのはよいこと。協議中の案件は議事録を公開しないという以前の方針が変わったということを確認したい。(委員長)
- 『『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』への共有は、公開されているものであれば問題ない。(委員長)
- 本委員会から『『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』に対し、文化財的価値という点について共有をすることになっているが、その逆は無い。また、それ以外の本委員会での話題を付議することは考えていない。別の会議体であり、それぞれの会議体を超えてやり取りを行うということはするべきでなく、收拾がつかなくなる可能性があるので行わないことを確認する。(委員長)

(4) 閉会

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← 今後、5・6街区の具体的な議論になると思うので、文化庁としても積極的に議論に参加したい。(文化庁)
 - ← 文化庁と同様であり、引き続きお願いします。(東京都)
 - ← 文化庁、東京都と同様である。引き続き議論を注視していく。(港区)
- 次回委員会は 11 月 5 日 (水) 10 時 00 分より、会場は JR 東日本現地会議室での開催を予定する。本日はこれで閉会とする。(事務局 JR)

4 議事録

4.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局 JR) 第 60 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。部会①は非開催となる。
- ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局 JR) 第 60 回の 4 つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局 JR) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

4.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)」に対する当社の見解について (JR 東日本)

- (事務局 JR) 資料 1 及び別紙について説明する。2025 年 9 月 3 日付「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)」により、5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について、次の段階の協議に向けて委員見解を取りまとめていただき感謝する。この委員見解を踏まえて、基本的な考え方と当社の見解を資料に取りまとめた。基本的な考え方として、まちづくりを進めるなかで出土した「高輪築堤」は、鉄道会社である当社としても大変意義深く考えており、国家戦略特別区域計画等に位置付けられた品川全体のまちづくりと両立させながら、高輪築堤の保存・継承等に取り組んでいる。先行する 1～4 街区のまちづくりと高輪築堤の保存・継承との両立の取り組みとしては、これまでの委員会での要望も踏まえ、3 街区の建物計画を大幅に変更し「第 7 橋梁部橋台部約 20m とそれにつながる南北の築堤部各 30m、合わせて約 80m の遺構」の現地保存を行った。また、4 街

区信号機土台部の移築保存、高輪築堤の持つ価値や歴史、意義等を感じられるランドスケープ等の整備を進めている。これらの先行する取り組みに続き、5・6街区のまちづくりにおいても一体的・連続的に取り組んでいきたいと考えている。委員見解に対する当社の見解として、「1. 文化財的価値について」は、これまでの数次にわたる委員会での議論を踏まえ、2025年6月4日付の第56回委員会において「委員見解を出発点とすること」を委員と当社間で相互に確認しており、今回新たに付け加える当社の見解はない。「2. 保護措置について」は、「わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部 100m以上の区間の「現地保存」の要望」に対し、文化財的価値に鑑み現地保存の可能性について検討を行った。その結果、信号機跡については、2025年4月9日委員会でも検討状況をお伝えしているが、現地保存した場合、建物の建築計画が大きく棄損してしまうことに加え、5・6街区間の地下車路計画が確保できない等の課題がある。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部 100m以上の区間の「現地保存」については、今般改めて「5街区建物部」及び「6街区建物部」において可能性を検討したので、別紙に示す。「5街区建物部」における高輪築堤の範囲は約150m、「6街区建物部」では約130mとなる。その中で現地保存の可能性について検討を行ったが、建築計画において高層建物を支える建物コア及び建物コアに付随する機能の確保が必要であり、日影規制等を鑑みると建物コア及び付随する機能の位置・規模が固定されてしまうため、5街区建物部で50m、6街区建物部で70m程度、築堤にどうしても抵触してしまう。次にエネルギー関連施設及び大規模機械式駐車場については、6街区の敷地が狭小・不整形のため5街区に集約せざるを得ないが、5街区にこれらの施設を配置するとほぼ敷地一杯に配置することになるため、残る諸室スペースは建築面積に対して約9%程度しかない。なお、6街区の諸室スペースは約19%となる。参考となるが、3街区における諸室スペースは約17%となっており、5街区がかなり厳しい敷地要件になってしまうことがお分かり頂けると思う。こうした状況を踏まえつつ、5街区で部分的な現地保存ができる範囲について改めて検討を行った結果、大幅な機能の見直しが可能な大規模機械式駐車場を自走式平面式駐車場へ代替することで現地保存検討候補箇所を生み出せる可能性があることが分かった。現地保存の可能性のある築堤は5街区建物部南西部の約35mの長さで、海側石垣の範囲となる。しかしながら、この検討結果においては平面式駐車場を地下深くに確保しなければならず、一般的な建築計画では採りえない大深度の建築計画となってしまうため、構造・施工の困難性や膨大な事業費の増加、工期の長期化が想定される。さらに地下深く

にある平面式駐車場の上下移動においては安全確保を含め様々な課題があり、開発計画が成立しない。第58回でお示しした検討結果及び今回の検討結果をまとめると、「5街区建物部」の築堤部約150m及び「6街区建物部」の築堤部約130mの現地保存を行った場合、一般的な建築計画では採りえない大深度の建築計画となり、構造・施工上の困難性や膨大な事業費の増加ならびに工期の長期化等の観点から、現地保存の実現は困難である。今回改めてさらなる部分的な現地保存の可能性を検討したが、「5街区建物部」では、約35mの現地保存を行った場合であっても、大深度の建築計画となってしまうことが分かった。また、「6街区建物部」における築堤の現地保存の可能性については、狭小かつ不整形な敷地であり、築堤の部分的な保存であっても、高層建物を支える建物コア及び建物コアに付随する機能や建物を成立させるための車両動線等スペース（地下車路、建物内上下フロアを繋ぐ車路スロープ、平面駐車場）の規模の確保や位置の変更が困難であるため建築計画が成立しない。なお、4街区の「第7橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」」については、移築保存が可能となるよう丁寧な記録保存調査を実施済みであり、今後も関係行政等と連携しながら検討していく。5・6街区エリアのまちづくりと高輪築堤のあり方については、2024年9月～12月に港区に実施して頂いた確認調査の結果を踏まえ、2025年3月から本委員会や『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議において、有識者・関係行政等からの数次にわたるご助言等をいただきながら協議を進めているが、今般の当社見解についてご理解をいただいたうえで、本委員会において保護措置に係るご助言の取りまとめをお願いできればと考えている。取りまとめいただいたご助言を受け止め、今後の5・6街区のまちづくりを進めるにあたっての都市計画や建築関係の手続きならびに具体的な設計等を進めるとともに、未確認箇所を含めた遺構の取扱いについては引続きご指導いただきながら、今後の調査や工事を関係法令等に則り適切に進めていきたいと考えている。私どもとしては高輪築堤の保存・継承と両立した1～6街区全体での公共性の高いまちづくりを早期に完成させ『国際交流拠点・品川』の実現にあの貢献していきたいと考えているので、改めて有識者の先生方及び関係行政の皆様からのご理解、ご支援をお願いしたい。

(委員長) このJR見解に対しては、また来月に委員見解を提示することになるかと思うが、委員の意見はいかがか。

(老川委員) 全体の感想として、この委員会が発足してからこれまでに議論して積上げてきた内容がこの見解にどう生かされているのかという疑問を感じた。「高輪築堤」は、鉄道会社である当社にとって大変意義深いもの、と書かれているが、JRにとって意義深いものであることはもちろんであるが、それと同時あるいはそれ以上に日本国民にとって非常に大き

な歴史的な遺産であり、将来に継承していかなければならないものである。今後、どういう形で落着していくか、様々な人が注目しており、文化財保護行政としても非常に重要な事柄である。結果的にどうなるかは今後の議論であるが、どのような結果になったとしても多くの人々が納得できるものとしなければならない。そう考えると、文章をもう少し丁寧に作らねばならないと思う。当社にとって大変意義深いということだけではなく、築堤の文化財的価値について、もう少し書き込んだ方がよい。また、「委員見解を出発点とすること」を、委員・当社間で相互に確認しているということについて、委員見解がどのような内容なのか文書に加えるべきである。我々は現地保存を前提として保護措置を議論しており、開発計画の変更も含んだ現地保存を提案しているが、2ページ目の上段では現地保存が出来ないということを書いているように読める。委員見解を出発点というのは、何を出発点にしているのかをもう少し分かるようにして頂きたい。次に、『「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』において、有識者・関係行政等からの数次にわたるご助言等をいただき協議を進めている、との記載について、私もオブザーバーとして参加しているが、変則的な開催なのであまり参加できておらず、どのような議論が行われているのか把握できていない。ここで言われている助言の内容というのを説明してもらいたい。最後に、高輪築堤の保存・継承等と両立した1～6街区全体での公共性の高いまちづくり、という記載があるが、どういうことが公共性の高いという認識なのか、明示してもらいたい。いずれにしても初めてこの文書を見る人にとっては何のことか理解できないと思うので、もう少し丁寧に言葉を補わないとよろしくないものと考えます。

(JR)

協議が積み重なっている過程であり、今まで述べてきたことやこれまでの資料等は改めて添付していないので、初めてこの文書だけを見る人にとってはわかりにくいというご意見であったと認識する。『「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』については、変則的な開催でなかなか時間が合わないということは理解しており、そのため議論された内容や頂戴した助言等は本委員会においても都度報告させて頂いている。公共性の高いまちづくりという部分については、今まで何度か資料を提示しているが、今回の文書だけを見ると深く記載はしていないため、ご指摘についてはこの文書を見る限りはおっしゃる通りの部分があると認識した。今回提示させて頂いた文書は協議の過程の一つであるご理解いただき、最後の取りまとめという段階では、委員のご意見含め、しっかりと事業者としての考え方を整理した文書を提示していきたい。高輪築堤がJRにとって意義深いものであることはもちろんであるが、日本国民に

とって歴史的な遺産であるというご指摘はおっしゃる通りである。引き続き委員の皆さま、関係行政のご指導を受けながら法令に則り適切に進めていきたいと考えている。基本的な考え方として、文化財的価値については専門の有識者の皆様を中心にまとめていただき、内容について確認させて頂きながら、進めていく。今回改めて添付はしていないが、委員見解の中でしっかりと文化財的価値については記載して頂いているので、これを出発点として議論を進めていくというという姿勢である。また、丁寧に議論をしている過程は色々な方にわかりやすく伝わるようにしていきたい。

(古関委員) 今回は検討対象となっていない5・6街区間について聞きたい。4月9日開催の本委員会において、地下車路計画が確保できないため現地保存できないというような説明があったと記憶している。その時に地下車路計画の位置や構造を変えることで、地下車路計画そのものの位置をずらせるのではないかと提案した。それに対する見解を聞かせてもらいたい。

(事務局 JR) 4月の第54回委員会でご意見をいただいた内容については現在も当社内で検討を進めているが、本日時点では回答できる状況にないため、次回以降準備出来次第回答したい。

(古関委員) 了解した。その検討結果次第で信号機跡の部分などの検討も進められる可能性があると考えている。

(古関委員) 5街区で35mの部分保存を検討した図について、保存範囲の西側にある地下車路は活かしたまま部分的な現地保存を行うということか。

(事務局 JR) その通りである。地下車路は建物機能を成立させるために必要なスペースであり、位置が限定される。そのため築堤の海側石垣部が保存範囲になるという検討結果である。

(古関委員) 築堤の山側の部分が全てなくなってしまうという検討結果でよいか。

(事務局 JR) 5街区の築堤山側に隣接する部分は、既に京急連立事業において記録保存が実施されている部分であるが、その内容が資料に反映しきれていない。実際には山側一部は記録保存調査済みという表現が正しい。

(古関委員) それと駐車場を機械式から自走式に変更するとスペースのロスが多く非効率になると思うがどうか。

(事務局 JR) おっしゃる通り、機械式駐車場のほうが効率的であるが、相応のスペースが必要であり、どうしても築堤に支障してしまう部分に配置せざるを得なくなる。今回、非効率であるが自走式の方が配置の自由度を高められ、築堤保存候補箇所が検討できると考えた。

(古関委員) 提案した5・6街区間の地下車路位置の変更が仮に実現した場合、それと上手く繋がる形で計画できるとよい。第7橋梁の時に土留位置を何とかずらしてもらっているが、今回も土留をずらして築堤本体を残し、ずらした土留外側に地下車路を設けたうえで、成立する範囲内に機械式駐車場を入れることは考えられないか。結果としてスペースが

足りない場合は駐車場の容量を減らすことを考えるしかないかも知れないが、現状想定している駐車場の台数やどこまで減らすことが出来るかなどの可能性を検討してもらいたい。

- (委員長) この問題は重要なので文化財行政からもコメントをもらう。
- (文化庁) JR としては大深度の建築計画となってしまう困難ということであったが、古関委員の指摘にあった 5・6 街区間など、まだ検討の余地がありそうなのでぜひお願いしたい。
- (東京都) JR 見解にもあるが、これまで積み上げてきた価値の議論が共通認識であることが確認できた。古関委員の指摘の通り、さらに丁寧に検討を進めてもらいたい。
- (港区) 既に要望書を提出しているので、その趣旨を踏まえた上で引き続き検討をお願いします。
- (JR) 別紙 1-1 の左下図について赤点線と青線が重複しているのはおかしいのではないかと。資料の修正が必要ではないか。
- (事務局 JR) 指摘の通りであり、青線を修正する。本来は赤点線と青線は重複しない位置になる。
- (小野田委員)
(委員長) もう少し JR 側から具体的な提案をしてもらいたい。(事務局代読)
率直に言って本日の JR の見解は委員見解に対してゼロ回答であるという認識であるが、説明に関して全体があいまいで具体性を欠いているという印象を持った。根拠に基づく説明としては不十分であると言わざるを得ない。従って、本日の JR の見解を認めることはできない。各委員の指摘の通り、具体的なレベルで議論しないと、この資料が公開された時に一般の方々や考古学関係者・文化財関係者が納得できるかどうか疑問である。本日の JR の見解に対しての問題点などを指摘し、必要であれば何らかの回答を求めるような委員の見解提示を考えている。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) その他

- (事務局 JR) その他資料について説明する。5・6 街区エリアのまちづくりと高輪築堤のあり方については、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」、「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」の 2 つの会議体でご意見を頂戴しながら検討を進めている。10 月 21 日に開催される第 17 回有識者検討会議で速やかに議論された内容の共有を行うため、本日の議事録については書面確認を進めたい。詳細については、議事録案を送付する際に改めてご案内させていただく。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (委員長) 速やかに議事録が公開されるのは良いことと考える。以前は協議中の

案件について議事録の公開を控えるという言い方をされていたが方針が変わったということを確認したい。改めて速やかな公開をお願いしたい。「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」への共有は公開されているものであれば問題はない。ただし、「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」有識者検討会議は本委員会と別の会議体である。本委員会委員はオブザーバーとして参加している。一方で本委員会から「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」に対し、文化財的価値という点については共有することになっているが、その逆は無い。それ以外の本委員会での話題については「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」に付議することは考えていない。別の会議体であり、それぞれの会議体を超えてやり取りを行うということはするべきでなく、協議の中に別の会議体が入ってくるといことになるとうと収拾がつかなくなる可能性があるので行わないことを確認する。

(4) 閉会

- (委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。
- (文化庁) 今後、5・6街区の具体的な議論になると思う。文化庁としても積極的に議論に参加したい。
- (東京都) 文化庁と同様である。引き続きお願いしたい。
- (港区) 文化庁、東京都と同様である。引き続き議論を注視していく。
- (事務局 JR) 次回の委員会は、11月5日(水)10時00分より、会場はJR東日本現地会議室を予定する。お忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以上